職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一　職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一　職業能力開発推進者の選任

職業能力開発推進者の選任方法について、キャリアコンサルタント等の職業能力開発推進者の業務を担当するための必要な能力を有する者から選任するものとすること。（第二条関係）

二　養成講習の科目・範囲・時間数

キャリアコンサルタントの養成講習の科目・範囲・時間数について改正すること。（別表第十一の三の二関係）

第二　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の改正

キャリアコンサルタントの更新講習の科目について改正すること。（別表関係）

第三　施行期日等（附則関係）

一　施行期日

この省令は、平成三十二年四月一日から施行すること（ただし、第一条中職業能力開発促進法施行規則第二条第一項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行すること）。

二　経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。